

## 産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項 目	1 工場の新増設時の立地要件(緑地率)							
担当部局	経済産業部企業立地推進課							
企業からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発に当たって敷地の有効利用を考えると、緑地率の確保などで制約を感じている。</li> <li>・ 敷地一杯に建物を建設したいが、開発制限があり建物の周囲に緑地などを配置しなければならない。</li> </ul>							
規制の目的・現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺環境の保全を図りつつ工場立地を適正に行うため、国が工場立地法に基づき、一定規模以上の製造業等事務所に対して、工場敷地面積等の割合について規制を設けている。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地率</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>環境施設面積率(緑地含む)</td> <td>25%以上</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	規制内容	緑地率	20%以上	環境施設面積率(緑地含む)	25%以上
区 分	規制内容							
緑地率	20%以上							
環境施設面積率(緑地含む)	25%以上							
該当法令等	工場立地法							
他県の状況(他県比較)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の県では、条例制定により緩和</li> </ul>							
これまでの見直しの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成9年工場立地法改正(24年度～:市部は市に権限移譲) ⇒地域の実情に応じて、「地域準則」を条例で定めることが可能に ※一部の市では条例化、県は条例未制定</li> </ul>							
見直す場合の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町部: 県の条例制定により対応(パブリックコメントあり)</li> <li>・ 市部: 市の条例制定が必要</li> </ul>							
規制緩和による影響	規制する側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の投資環境に関する優位性が向上する。</li> <li>・ 周辺地域の生活環境に配慮する必要がある。</li> </ul>						
	規制される側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地を有効利用し、工場等の新増設の促進につながる。</li> </ul>						
規制緩和の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一律基準である緑地や環境施設の面積割合を、市町の実情や用途地域に応じて見直す。</li> <li>・ 町部について、県条例制定(2月議会で議決、10月施行)。 <u>準工業地域 国基準から△5%、工業・工専地域国基準から△10%</u></li> <li>・ <u>産業振興と工場緑化の調和の実現を図るため、工場緑化に係る理念を盛り込む。</u></li> </ul>							
規制を維持する場合はその理由								